

人間行動学科 地理学コース  
闘犬の観光化と衰退  
—闘う動物へのまなざしの功罪—

学部 文学部  
卒業年度 平成 26 年度  
学籍番号 A10LA036  
おくの ひろひさ  
奥野 寛央

平成 26 年度提出卒業論文

闘犬の観光化と衰退  
—闘う動物へのまなざしの功罪—

A10LA036 奥野寛央

<目次>

I はじめに

- 1)社会的背景
- 2)先行研究の紹介
- 3)研究目的・意義

II 土佐闘犬とは

- 1)土佐犬の特徴
- 2)組織と闘技規定
- 3)土佐犬の繁殖と飼育
- 4)闘犬大会について

III 闘犬の歴史

- 1)戦前の闘犬
- 2)戦後の闘犬
- 3)闘犬と地域社会とのかかわり

IV 闘犬へのまなざしの変化—新聞記事の内容分析から—

- 1)分析対象と分析方法
  - (a)分析対象
  - (b)分析方法
- 2)高知県内の新聞の分析結果
  - (a)高知新聞 戦後～2000 年
  - (b)高知新聞 2000 年～2014 年
- 3)朝日新聞全国版の分析結果
- 4)分析結果からの考察

## V 闘犬観光化の帰結

1) 「とさいぬパーク（旧土佐闘犬センター）」の名称変更について

2) 観光化の闘犬への影響

## VI 結論

注

参考文献

キーワード

土佐犬，闘犬，観光化，まなざし，とさいぬパーク

## I はじめに

### 1) 研究背景

闘牛，闘鶏，闘羊，闘魚等のような動物同士を闘わせる文化は世界に広く存在する。フィリピンやマレーシア（ボルネオ島），インドネシア等の東南アジアの国々で広く闘鶏は行われており，闘羊はインドネシアや中国で行われている。本稿で扱う闘犬はかつてイギリスで行われ，現在もアメリカやロシアでも行われている。日本でも闘犬，闘牛，闘鶏は昔から行われていた。そして，これらの動物同士を闘わせる行為は賭けの対象となりやすく，バリの闘鶏では「賭けは『おもしろく』『深い』試合をつくる一つ的手段」となっている（ギアーツ 1973, p 416）。

しかし，近年は動物の権利が主張され，日本でも動物愛護の風潮が高まっている。動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）が1973(昭和48)年に日本で制定され，現在まで何度か改正されている。2010～11年に環境省が開いた「動物愛護管理のあり方検討小委員会」では，闘犬や闘牛は残虐であり，目を覆いたくなるという意見があった。他方，伝統行事として社会的に認容されている事例の一律の禁止は適切でないとの意見も出た<sup>1)</sup>。

動物同士を闘わせる文化ではないが，スペインの闘牛も動物愛護の風潮から規制，禁止すべきとの論調が強まっている<sup>2)</sup>。闘牛に伝統性を見出すのか，あるいは歴史性，儀式性等の文脈を無視し，行為だけを取り上げ動物虐待であり，非人道的で残酷だと判断するののかの問題であろう。

2014年4月1日には高知県桂浜にある「土佐闘犬センター」の名称が変更され「とさいぬパーク」となった。このことは朝日新聞の2014年7月2日夕刊1面に掲載されている。その意味において，このニュースは社会的に注目されたものであり，観光としての闘犬の大きな転換期であると言えよう。本稿ではこの名称変更の要因を研究していく。

## 2) 先行研究

そこで闘犬の研究やその観光利用に関する文献を参考にしようとしたが、日本の闘犬については雑誌記事や新聞記事、地誌や古い書籍等に記述がある程度で、学術論文は非常に少なく、ほぼ皆無である。しかし、闘犬のように動物を用いた文化である闘鶏と闘牛についての研究は複数行われているので、これらを参考とする。

人類学者のベイトソンとミードによると、バリの「男は、ニワトリを自分の体の延長したものとして扱って」(ベイトソン・ミード 1942, p. 27) おり、命を持って動く性器のようなものとなっている。同様にバリの闘鶏を文化人類学の観点から研究したギアーツ (1987) は闘鶏が社会的ヒエラルキーや人同士の闘いを象徴しており、バリの人々と闘鶏の関係性を指摘した。

小川 (1980) はフランス北部の闘鶏士社会の構成要素と機能を知り、伝統的娯楽を現代の社会生活のなかで捉えなおすことを目的として研究を行った。そして、社会の近代化・産業化に伴い、闘鶏という伝統競技もその性格を変えつつあるとし、闘鶏の賭けに費やされる金の動きは、より大きな次元で経済学的分析を受ける対象となった結果、民俗学のみを対象ではなくすると指摘している。

日本の闘牛の研究として、石川 (2004, 2005, 2008) は宇和島、隠岐や徳之島で古くから行われている闘牛の存続要因について分析し、人と牛の関係や人同士の繋がりや社会関係に注目している。また、観光資源としての闘牛の可能性についても研究している (石川 2010, 2011)。曾我 (1991) は徳之島の闘牛について、賭け以外の観点から分析している。牛の飼育や売買、持ち主がどのように闘牛に没入しているかについて分析を行い、彼らがどのように楽しんでいるのかについて考察している。そして、牛の評価を持ち主の評価に転嫁し、牛のランクと持ち主のランクの両方がそろって闘牛の楽しさが作られているとしている。これらの闘牛や闘鶏の研究から、動物同士を戦わせる

文化に飼い主同士の関係や社会性、飼い主自身が投影されていることが読み取れよう。

また、動物を用いた残酷性を持つ文化として、スペインの闘牛がある。これに関してカール・ブラウン（1994）の研究では、賛成派と反対派はお互いが理解し合うことなく対立をしており、闘牛は民衆的な行事であったとして、現在は多彩な民俗文化の諸相と知識が総合して掛け替えのない総合となっているとして擁護論を展開している。

観光研究においては、ジョン・アーリ（2011）が人の目にも社会的・文化的枠組みがあるとして、観光者の意識を「観光のまなざし」として概念化している。この「まなざし」は社会集団や時代によって異なり、観光の反対側にあるものとの関係性から生まれる。つまり、非観光的な社会の形態に「まなざし」が依存するとしている。そして、「それぞれ違う社会や、とくに歴史上のさまざまな時期に、異なった社会集団内で、観光のまなざしがどう変容、進展してきたか」を見ていき、「まなざしの形成と強化の過程をくわしく描き、このまなざしをだれが、あるいは何か権威づけて、その結果、まなざしの対象となった場がどうなったのか、またこれがどのように、他の社会現象と関係してきたか」を考察している。

橋本(1999)は、観光を「(観光者にとっての)異郷において、よく知られているものを、ほんの少し、一時的な楽しみとして売買すること」で、「この一時的な楽しみを本来の文脈から切り離され、集められて、新たな観光文化を形成するもの」と定義している。

これらの研究を参考にし、現在の土佐犬への意識の変化により土佐犬への「観光のまなざし」が変化し、今回の名称変更につながったと指摘できると考えられる。

### 3) 研究意義・目的・方法

動物愛護の観点や土佐犬の咬傷事件により闘犬に対する「まなざし」

が批判的になったことを明らかにし、高知における闘犬という習俗が観光資源としての価値を減じつつある理由を明らかにすることが研究目的である。そして、これまで学術研究の少ない高知の闘犬文化について記述することで、闘犬に対する人々の意識・価値観の変化をとらえ、現在転換期に置かれている文化についての記録を残すことが本研究の意義である。

聞き取り調査と文献調査、新聞記事の分析に基づき、橋本（1999）の観光の定義やアーリの「観光のまなざし」概念を用いて現在土佐犬が置かれている状況を分析する。聞き取り調査は「とさいぬパーク」所長の弘瀬隆司氏や土佐犬飼い主である佐々木英光氏と西田一弘氏の2名の協力の下で行った。飼い主への聞き取り内容は主に現在の土佐犬の飼育や闘犬大会について等であり、弘瀬氏への聞き取り内容は「とさいぬパーク」や土佐犬の歴史について等である。文献は戦後出版されたものが少なく、主に戦前のものである。新聞記事は高知新聞と朝日新聞全国版を用いた。

以下Ⅱ章では土佐犬及び闘犬の現在の状況について記述し、Ⅲ章でその歴史に触れる。そこで、戦前の闘犬と地域の繋がりや戦後になりそれが希薄となったことを指摘する。次に、Ⅳ章で新聞記事を分析することで県内及び県外の人々の土佐犬と闘犬をどのように見てきたかを分析する。最後に、Ⅴ章において観光化が習俗であった土佐犬に影響を及ぼした事実について「観光のまなざし」の概念を用いて論じていく。

## Ⅱ 土佐闘犬とは

### 1) 犬種としての特徴

威風堂々たる体躯の頑健な大型犬で、耳は垂れ、被毛は短く、鼻は角張り、付け根の太い垂れ尾を有している（写真1）<sup>3)</sup>。忍耐力に富み、沈着大胆かつ勇気があり、飼い主には従順な性格をしている。これら

が土佐犬の特徴であり，現在高知県の天然記念物に指定されている<sup>4)</sup>。そして，現在の土佐犬はその外観からジャパニーズ・マスティフと呼ばれているが，そのような風貌に至るまでにはどのような経緯があるのだろうか。



写真 1 土佐犬 JKC ホームページより引用

URL : <http://www.jkc.or.jp/modules/worlddogs/entry.php?entryID=50>

最終閲覧平成 27 年 2 月 23 日

明治維新前後から欧米人が日本に往来するようになり，外国犬が日本に移入された。それらの犬と和犬<sup>5)</sup>を闘わせたところ，和犬は気迫においては十分だったが，耐久力が乏しく，体格が小さかった。それに対し，外国犬は一度噛みつけば離さず，なかなか鳴声を出さなかった。そこで，在来犬の気迫を残しながら，体格に置いて優秀な犬種を交配により作り出そうとした。その結果，立っていた耳は垂れ，巻き尾も垂れた。これが現代の土佐犬の端緒である。

大正時代には現在のような赤毛ではなく，白を基調に茶や黒の斑をもつものが闘犬に用いられていた。しかし，返り血や怪我が目立つので次第に赤毛になるように交配された。作出に使われた洋犬には1872年にブルドッグ，1874年にマスティフ，1876年にジャーマン・ポインター，1924年にグレート・デーンとの交配改良が順次行われた。その



他に、セント・バーナード、ブル・テリアも使ったと言われているが、その年代は明らかではない<sup>6)</sup>。このような過程を経た結果、1935(昭和10)年に犬種として固定され、現在に至るのである。土佐犬は声を出さず、咬まれても皮膚が伸びて痛みには耐えられるように品種改良され、現在の競技規定での闘いに適した犬種となったのである。

## 2) 組織と闘技規定

土佐犬には多くの連盟や友好会のような組織があり、全国規模のものからローカルのものまで多様である<sup>7)</sup>。しかし、全国規模の組織はあるが、全てが統一されているわけではなく、全国各地に散在している。全国規模の大きな組織は全国土佐闘犬協会や全国土佐犬普及会があり、ローカルなものは中国四国土佐犬連合や西日本土佐犬普及会、浪速土佐犬普及会等数多くある。多くの地方組織は全国土佐闘犬協会や全国土佐犬普及会の下にあるが、それ以外のものも存在する。

闘技規定は全国土佐犬普及会闘技部が1938(昭和13)年5月に定めた<sup>8)</sup>。この規定は中島凱風氏を中心に各地に連絡し、全国統一規定として制定され、その後の修正を経て、全国公認大会を始め、全国各地の大会に施行されている。それを元に多少のマイナーチェンジもあるようである。前提として土佐犬闘技は不屈の精神に重点があり、それに基づいて協議規定が定められている。つまり、闘志の如何が勝敗の目途となるのである。勝負の決まり手は複数あるが、大きく三つに分けることができ、声による勝負の判定、犬の行動による勝負の判定、その他による勝負の判定がある。特に、セリ声<sup>9)</sup>による判定で勝負の大半が決定される。この他向イゼリ<sup>10)</sup>、ホエ声<sup>11)</sup>、ナキ声<sup>12)</sup>が声による判定である。よって、土佐犬は声を上げない犬種の血が混じっているのである。

## 4) 土佐犬の繁殖と飼育について

土佐犬の繁殖は飼い主の持つ犬同士で行う場合と、他の飼い主に種付けを依頼する場合がある<sup>13)</sup>。横綱犬<sup>14)</sup>や大会で好成績を残すような強い雄犬には種付け依頼が来る。その際には牝犬の持ち主は料金を払う。また、種分けが行われ、生れた中から一匹を最初に選び所有することができる権利を雄犬側の飼い主は有している。

餌はそれぞれの飼い主で違っているようだが、鶏頭やドッグフード等が与えられ、サプリメントを与える場合もある。鍛え方に関しては運動させることが基本であり、長い距離を散歩することが日々のトレーニングである。人間と比べて犬は長い距離を歩くことができるので、自転車や原動機付自転車で散歩は行う。ウォーキングマシンのようなものを作る飼い主もいる。土佐犬は生来から闘い方を覚えているのではなく、練習で闘技経験がある犬と何度か取組を行うことで鳴声を出さなくなる。

## 5) 闘犬大会について

現在の闘犬大会はどのような仕組みで行われているのだろうか<sup>15)</sup>。まず、連盟あるいは飼い主個人が大会を企画するのだが、彼らは基本的に赤字覚悟で開催する。したがって、暴力団の収入源となることもない。開催費用は地方大会で100万から200万円、全国大会で200万から300万円程である。費用が多額であるため、それを出場者で負担するという意図から、大会参加者は金一封を主催者に渡すことになっており、その金額は1万円が基本である。また、1頭当たりの出犬料を徴収することもあり、佐々木氏の所属連盟で大会を開く場合は1頭当たり2000円である。

大会は取締条例で禁止されている東京都・北海道・神奈川県・福井県・石川県（制定年順）以外で行なわれており、常設の闘技場と仮設のものがある。常設の闘技場は徳島、兵庫等にある。それらは私有地であり、闘犬好きの人が作ったものである。会場へ犬を運ぶためにトラッ

クや大きめの普通車を用いるので、出場人数にもよるが大きな駐車スペースが必要である。観客は観光客ではなく、飼い主の家族やその知り合いが多いようである。飼い主によっては近くで開催される大会しか出場しない場合もあるが、遠くの大会にも参加する人もおり、前日入りする場合もある。その際は、近くの宿に宿泊する。大会での成績優秀者への賞金は現在用意されておらず、賞品が贈呈される。大型テレビや自転車などが賞品として用意されるが、大会出場者らによる持ち寄りであり、この品はどのようなものでも構わない。

闘犬は賭博と結び付きやすいイメージがある。実際にアメリカでは賭博があり、戦前の日本でも闘犬大会における賭博問題が多かった。東京都では1916（大正5）年に闘犬闘鶏闘牛取締規則を定めた（朝日新聞1916年7月27日東京朝刊 p. 5）。その理由は闘犬が人間の残酷性を助成するものであり、飼い主間の紛争が絶え間なく、賭博が行われるからであった。そして、観衆が300名ほど集まる闘犬大会において大規模な賭博が行われたとして60名の取り調べが行われたりするなど、闘犬賭博が警官に取り締まれたことが新聞記事となっている（朝日新聞1924年3月17日東京朝刊 p. 7）。

しかし、日本の闘犬では賭博は現在行なわれていない。そもそも、30分規定<sup>16)</sup>や勝敗の判定基準、人間ではなく動物同士の闘いであること、過去の戦歴や階級から勝敗の予測が容易であること等から闘犬での賭博は不可能とあってよい（中島1975）。現在の闘犬の多くは賭博目的でなく賞金目的でもなく、飼い主の趣味となっている。飼い主は強い犬を育てることが楽しいのであり、土佐犬に可愛さを見出している。また、他の飼い主との交流も楽しみの一つである。地方大会であっても他の都道府県から来る人も多く、全国大会となれば日本中から土佐犬仲間が集まる。そこで飼い主間の交流があり、共通の趣味があるからこそその楽しさがある。飼い主には暴力団関係者もいるが、そのような人々も飽くまで趣味として土佐犬を飼育しているのであり、

一般の飼い主も多くいるので、特別問題を起こすこともない。また、協会によっては現役の暴力団関係者の入会を禁止しているところもあり、全国的に暴力団との関係を排除する方向にあるようだ。かつては審判の判定に対する物言いがきっかけで暴力事件が起き、その鎮圧のために警察や軍隊までもが出動したという記録もある<sup>17)</sup>が、現在は判定でもめることは殆どない。審判員の判定は絶対であり、もし揉めるようなことがあっても運営側の闘技部長の下に話がいき、そこで処理される。

このようにして、現在の闘犬大会は連盟の管理の下に行われるのである。賭博もせず、そこかの連盟に所属せねば大会に出場することもできない。また、かつてのような暴力沙汰が起きることもない。その意味では、現在の闘犬大会は野蛮さ、猥雑さが昔より弱くなっていると言えるだろう。

本章では土佐犬の現状を概説してきたが、現在の闘犬には次章で見えていくような地域性は希薄であるように思える。飼い主達の趣味であること、地域住民が観戦に来ないこと、観光資源として用いられないこと等からもそのように言えるのではないだろうか。

### Ⅲ 土佐闘犬の歴史

#### 1) 戦前の闘犬

闘犬の最古の記述は歴史文学の太平記であり、鎌倉時代第14代執権北条高時が闘犬を好んだと記されている<sup>18)</sup>。「四海の大名高家に猛犬の飼育を奨励し、一般には租税にかえてもこれを集めたから、肉に飽き錦を着飾った奇犬が鎌倉に充満して、旅籠屋は人を乗せず、犬を乗せ渡世する有様となった」という内容が記されている。高時は世情に構うことなく闘犬に熱中したが、庭先で数頭の犬の喧嘩を見たことがそのきっかけである。人間同士の喧嘩は余興として見物することは難しいが、犬同士の喧嘩なら容易に可能であると考え、家臣達に強い

犬を集めさせ取組させたところ、これを気にいった。そこから全国にお触れを出し、全国から強い犬を集めた。餌に魚や鳥を与え、首輪には豪華な装飾を施し、犬の移動には輿を使う等のように犬は丁重に扱われた。高時は月に12回は一族や多くの大名を集め、闘犬を行った。当時の闘犬は今日のように一頭ごとに闘わせるのではなく、東西に分けて百、二百頭を放して闘わせていた。規定がなく、犬同士が追いかかけ合い、咬み合うだけのものであった<sup>19)</sup>。

戦国時代になると、長宗我部元親が武士の士気高揚のために闘犬を用いたという記録がある。この時代から高知で闘犬文化が始まったと考えられる。

江戸末期には土佐藩主である山内容堂が闘犬に目をつけ、藩政の一端としてこれを奨励した<sup>20)</sup>。しかし、このことを知った幕府から闘犬をやめるようにとの達しを送られた。そこで、山内容堂は「一般人が殺伐な娯楽を楽しむのはけしからん」として士族以外の飼育に対し形式的な禁止令を出した。しかし、闘犬は藩政の一端であり内政干渉だとする不満が強かった。したがって、武士は引き続き飼育を続け、幕府による達しにより禁止された町民・農民も武士からのお預かり犬として飼育した。さらに容堂の弟である山内秀馬は無類の闘犬狂で、幕府の干渉に反発し、より一層闘犬は栄えることとなる。城下の河原では犬喧嘩のない日がないほどであった。

明治維新後になっても、闘犬の禁止命は容易に解かれなかった<sup>21)</sup>。しかも次第に政府官憲の取締のきびしさが加わっていった。なぜなら、闘犬界にヤクザと称する土建屋、料亭の主人等が一部にはびこり、闘犬大会が原因で喧嘩や刃傷沙汰を多く起こし、賭博の疑いを受ける迄に至ったからである。一般市民愛好家は、賭博や喧嘩沙汰には難色を示したが、土佐人の気質に合った闘犬の醍醐味を忘れられず、遠く山間海浜等の僻地に犬を連れていき、仮設の闘犬場を設営し、官吏の目を盗み闘犬に熱中した<sup>22)</sup>。

長い間官吏に圧迫され、県内の愛好者は闘犬を公然と行う許可を求めていた。東京より高知に板垣退助が帰県し、彼のもとを訪れ、闘犬の許可を懇請した。板垣退助は言下にそれを承諾し、各官庁に奔走し、1897（明治30）年9月30日附高知県令第七十三号を以って新たに闘犬取締り規則が発布となり、闘犬が解禁されることとなる。但し、使用許可には課税法をとり、1頭1円とした。この闘犬税はその後闘犬が盛んになりすぎると増税され、逆に下火になると減税され、民衆の闘犬熱のコントロールに用いられた<sup>23)24)</sup>。更に取締規則の明文には飼い主に警察の検印入り木札の取り付け、放し飼い厳禁などの義務付け、闘犬会を開く際には届け出を必要とし、官公庁、学校、病院、公園、社寺境内、人家から約320メートル以内での大会の開催を禁止、また夜間の開催も禁止された。この規則は飼い主達にとって過度に厳しく、より緩やかな規則を求める声が高まった<sup>25)</sup>。

1899（明治32）年に樺山文部大臣が来県して市内本町通町で、次いで1905（明治38）年に司法大臣が来県して市内柳原山内神社前で各々見物した。更に、1907（明治40）年に大正天皇が皇太子の頃、山内侯爵邸（現三翠園ホテル）に於いて闘犬大会を催したこと（写真2）など、市内に於いて三度闘犬が行われた<sup>26)</sup>。

この大正天皇の天覧試合のため、飼い主は全て標準語の講習をうけ、平民は伝染病予防注射済みの証明書となる白い布を腕につけた。この天覧試合に賭けていた当時の飼い主たちの地位向上のための意気込みが当時の写真から感じられる。この頃の闘犬は犬の所有者と飼育係が一致せず、所有者は裕福な人で実際に飼育をする者は別に雇われていた。当時の高知では強い土佐犬を持つことが社会的ステータスであったので、裕福な人々は強い土佐犬を求めた<sup>27)</sup>。闘犬愛好家たちはこの流れに乗り、河原等での闘犬大会の許可を求め出願したところ、認可を得ることができた。更に、その後どこでも届け次第許可されるようになった<sup>28)</sup>。



写真2 大正天皇（皇太子時代）のご台覧

とさいぬパーク所蔵 筆者撮影 平成26年10月17日

それ以後、日本の闘犬は土佐が本場といわれた。春秋の給金定闘犬大会及び優勝旗争奪戦には、東京・大阪・東北・九州地方より二、三百頭の名犬が高知に訪れ、全国の闘技犬愛好家の血を沸かせた<sup>29)</sup>。1917～18（大正6～7）年頃が闘犬の全盛時代であり、東京やその他の地域へ送り出す闘犬の価格は当時の数万円を超え、1頭300円や400円で売買され、中には800円で取引されたものもある。

1937（昭和12）年に支那事変が始まると、土佐犬普及会本部にて闘犬慰問団が設立され、陸海空軍各地の病院の兵士を慰問した<sup>30)</sup>。しかし、1942（昭和17）年の大東亜戦争が激しくなる頃には食料事情欠乏のため、土佐犬のような大型犬を飼養することが困難となった。そして、1943（昭和18）年に茨城県水戸の陸軍病院での大会を最後に慰問大会は行われなくなり、土佐犬が段々と飼育されなくなった。そこで、土佐犬の滅亡を憂いた飼い主が、比較的食料やその他の事情が良好である東北地方、特に青森県弘前方面に土佐犬の疎開を断行した。疎開したのは優秀犬13頭である。そして、戦火がより大きくなりB29の爆撃

が激しくなった1944(昭和19)年末から1945(昭和20)年春にわたり、全国的に土佐犬が激減し、高知県内には存在しなくなった。

## 2) 戦後の闘犬

終戦時には当時大きかった組織である土佐犬普及会の東北支部役員  
の努力で、優秀な名犬牝が約十頭、牝が五、六頭残存した。また九州  
佐賀県にも二頭の土佐犬が生存していた<sup>31)</sup>。戦後土佐犬普及会は、東  
京より大阪に移転した。普及会専務理事中島凱風氏が、昭和21年暮れ、  
年末年始の会社の休暇を利用して青森県弘前市を訪れた。1月3日に闘  
技を観戦し、二頭の土佐犬を購入し、当時鉄道は不自由で犬の輸送等  
に鉄道を利用できない状況であったにもかかわらず、中島氏は大阪に  
購入した二頭をどうにかして持ち帰った。そこから数年をへずして、  
多数の土佐犬が作出された。

高知県では前記のように土佐犬は一頭残らず絶滅した。1948(昭和  
23)年10月末より大阪難波高島屋百貨店七階で、四国四県の観光と物  
産展の開催にあたり、土佐観光協会では、土佐犬と尾長鳥を出陳のため  
県下一帯を探したが、土佐犬は見あたらず、大阪朝日新聞の三面記  
事トップに、「土佐犬ヤーイ」の見出しで土佐犬探しの記事を掲載し、  
それが中島凱風氏の目にとまった。そして、桃井直美高知県知事が赤  
間文三大阪府知事に対して「県の観光資源と種族保存のため、特別の  
ご理解を…」とオス、メス二頭の寄贈を申し込み、普及会本部では小  
美能号牝、若草号牝の二頭を、大阪府知事を通じ高知県知事に贈呈し  
た。その後、高知県では多くの土佐犬が飼育されるようになり、戦前  
のような活気を取り戻した<sup>32)</sup>。

その後、県内において土佐犬は観光資源として活躍し、県主催の多  
くの観光イベントで闘犬の姿を見ることができた。高知の年中行事の  
「よさこい祭り」の前夜祭に闘犬大会が催され<sup>33)</sup>、高知市観光課、高  
知県、高知市の観光協会の支援があった。1965年(昭和40)年に桂浜



に土佐闘犬センターが設立される。設立者である弘瀬勝氏は観光客が闘犬大会以外で闘犬闘技を見物できる場所を設けるという意図からセンターを設立した<sup>34)</sup>。当時は、闘犬試合を見るためには大会の日に予定を合わせるしかなく、高知城の大手門の前での写真撮影か旅行会社のツアーに旅館での闘犬試合が組み込まれている場合しか犬同士の戦いを見ることができなかった。さらに、弘瀬氏は「動物愛護の世論からみて、将来は闘犬ができなくなるのではないだろうか」「だからこそ資料館が必要だ」「もし食べ合わせができなくなった場合、護身犬、番犬、として残す方法を考えなくては。ブルドッグのように土佐犬を世界中に広げていきたい」と新聞の取材に答えており、このような危機感もセンター設立の動機としてあったのである。土佐闘犬センターが設立され、70年代に観光としての闘犬は全盛期を迎える。多くの観光客が土佐犬を見物し、見世物として闘犬を観覧した。また、土佐犬の玩具が市内のお土産物店や県内各地の観光地、旅館等に陳列され、年間で数十万個が観光客の土産品として購入された<sup>35)</sup>。

このように高知だけでなく全国的にも有名となった土佐犬ではあるが、行政からの支援を徐々に受けなくなっていった。また平成に入り、「別件闇融問題」で土佐闘犬センターの問題が高知新聞で幾度となく取り上げられることで、県内での闘犬及び土佐犬のイメージも悪化していった。この点についてはIV章で高知新聞を用いて考察する。

### 3) 闘犬と地域社会との関わり

1)、2)では闘犬の歴史をみてきたが、特に戦前においては地域とのつながりが強かったと考えられる。ギアーツ(1987)によると、バリにおいて鶏は所有者の人格の象徴である。更に、闘鶏は「社会的基盤の模型であり、他の集団にまたがり、重複し、高度に統合された諸集団一闘鶏の熱愛者たちの生活する村、親族集団、水利組合、寺院を中心とする社会、カーストなどの体系である社会的基盤模型」(ギア-

ツ1987, pp. 421-422) であり、「闘鶏はバリの経験をバリ風に読みこんだものであり、彼ら自身による彼ら自身の物語である」(ギアーツ1987, p 438) ともギアーツは指摘している。大正天皇の闘犬大会の台覧の際に民衆の熱意や社会的ステータスであったということから、ギアーツの指摘が戦前の高知における闘犬にもあてはまると考えられる。そして、戦国時代から闘犬が親しまれ、土佐犬発祥の地である高知の地域に根付いた文化であったこと、課税政策として闘犬税が成立するほど多くの犬が飼育されていたこと、大阪府知事から高知県知事への寄贈が行なわれるように土佐犬が高知を代表するものであった事実等が戦後の観光化に繋がったのであろう。

#### IV 新聞記事の分析から見る土佐犬及び闘犬のイメージ

新聞記事の分析を通じて、闘犬及び土佐犬に対する人々の意識の変化を指摘し、「観光のまなざし」(アーリ 2011) の概念を当てはめることが本章の目的である。そして、冒頭で紹介した「とさいぬパーク」の名称変更の理由を論じる次章につなげていく。

1) では分析対象と分析方法について説明し、2) と3) で高知新聞と朝日新聞の分析をした。そして、4) で分析結果からの考察を行う。

##### 1) 分析対象と分析方法

###### a) 分析対象

分析では高知新聞と朝日新聞の2紙を用いる。対象期間は高知新聞が1946年6月17日から2014年10月15日まで、朝日新聞全国版の1985年10月24日から2014年12月31日までとする。そして、見出しあるいは記事本文に「闘犬」が含まれる新聞記事を対象とする。朝日新聞は「聞蔵Ⅱビジュアル」、高知新聞は高知県立図書館の「高知新聞データベース」を用いた。高知新聞を用いる理由は、闘犬が高知の

文化であり，地元紙に詳細な記述が残っていると考えられるからである。また，地方紙と全国紙の両方を用いる理由は両者の比較から県外と県内の意識の違いが指摘できると考えるからである。

なお，新聞記事の内容で土佐犬または闘犬を直接論じていないもの，例えば土佐闘犬センターが過去に所有していたソフトボールチームと現在四国アイランドリーグ plus の球団の高知ファイティングドッグスの試合結果や選手状況等の記事は省くこととする。また，朝日新聞は全国版を用いる。分析する記事数は高知新聞では 613 件，朝日新聞では 105 件となった。

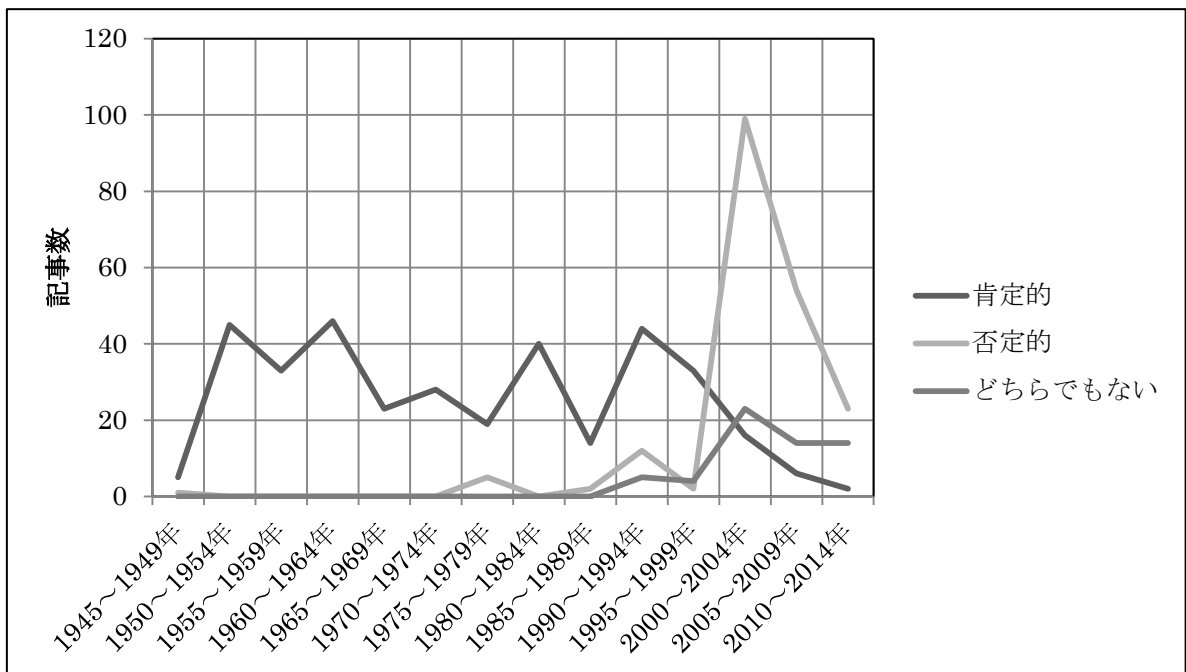
## **b) 分析方法**

記事数と記事内容を時系列的に分析する。記事の内容については，それが闘犬及び土佐犬を肯定的に捉えているのか，否定的に捉えているのか，それ以外かで分析する。闘犬を文化や観光資源，高知名物として捉えているものは「肯定的」とする。また，咬傷事件や土佐犬の飼い主が起こした事件，土佐闘犬センター（現とさいぬパーク）の関わった事件や裁判の記事等は「否定的」とする。闘犬にかつて用いられていた他犬種の紹介や，土佐犬および闘犬がただの単語として記述されている場合は「どちらでもない」とする。

記事数については時代の変化とともに闘犬及び土佐犬のどのような内容のニュースが多く取り上げられるようになるのかを明らかにする。また，地方紙及び地方版と全国紙の間に違いがあるのかを分析し，県内と県外の意識に違いがあるのかを明らかにする。

## **2) 高知新聞の分析結果**

### **a) 戦後～2000年まで**



グラフ 1 高知新聞 記事数の推移

高知新聞の記事数の五年ごとの変化を示したものがグラフ 1 である。2000 年頃から否定的な記事が増えているので、その前後二つに分けて記事内容を見ていく。

戦後すぐから 1970 年代までは肯定的なものが多い。その内容は観光に関するものや闘犬大会に関するものである。1950 年代としてはまず 1951 年に「闘犬 8 年ぶりに復活 明年 10 月高知で全国大会」という記事で「土佐を代表する名物“闘犬”がこの秋には花やかに復活する」として闘犬大会の復活を告知している<sup>36)</sup>。この闘犬大会復活の記事はその後複数回掲載されている。「闘犬大会 横綱「錦司」(大阪) 晴れの優勝 血みどろの熱戦に 4000 の観客わく」<sup>37)</sup>という 1951 年の記事では高知市相撲場に観衆が 4000 人であったと記録され、その盛況ぶりを伺うことができる。また、1956 年には「横綱大磐龍死ぬ」<sup>38)</sup>との見出しで横綱の死去が報道されている。単純に考えれば犬一匹の死亡を新聞で取り上げる必要はないが、このように取り上げられているということから当時は闘犬が広く親しまれ、その中でも強い土佐犬はスターのような扱いだったのだろう。

1960年代も肯定的な記事が多い。1964年には「南国土佐観光開き」<sup>39)</sup>という行事のパレードに土佐犬も加わった。この行事は高知市、高知市観光協会、高知市新聞社などの主催であった。1965年には「土佐闘犬 オナガドリ 飼育数減りピンチ 県 資源保護にやっき」<sup>40)</sup>として高知県観光課や観光連盟がその資源保護に苦難していることが分かる。

「常時二、三十頭は確保して観光客の期待にこたえたいと苦心しているが、なかなかむずかしいというのが現状。このため同課では助成措置の復活<sup>41)</sup>を図る」  
としており、県の観光政策にとって闘犬は重要であることが分かる。1969年の記事では「観光土佐犬 イヌ年控えて人気沸騰 70年観光土佐のエース格」<sup>42)</sup>という見出しで

「土佐犬の人気は、このところ大したものである。おまけに来年はイヌ年と来ているから“株”が上がるだろう。そうでなくても人の話のタネになりさえすれば即観光資源と化ける当節だ。…注文はひっきりなし。イヌ年七〇年をがっちりかせごうというデパートの客寄せ用から、日本武道館で三万人を前にした大舞台への出演依頼まで、県観光課へは連日の引き合い。…土佐犬が七〇年観光のエースになる可能性は十分で、犬はしんどくても人間はホクホクの春が来そうである」

と土佐犬の観光資源としての価値を非常に大きく評価している。1970年の戌年には大阪駅と大阪国際空港到着ロビーにプラスチック製の土佐犬の模型を高知県が県外観光客誘致のために設置した<sup>43)</sup>。また、イヌ年ということで闘犬の人形が爆発的な人気にもなった。

「デパートの商品や会社の記念品などにと、おもに県の出先機関を通じて県物産館に注文されるものだが、それも大口ばかり。…東京のデパートから一万個の注文が舞い込んだり、ある航空会社などは、全国の営業所に置こうと三一四千円の高級品

を百個申し込んできた。」<sup>44)</sup>

として成年の特需が大きかったことが分かる。1973年には「福祉施設  
援護資金造成と、四年余り横綱を張った初代龍河号の引退を記念して  
十一日、香美郡土佐山田町の月曜市広場で“チャリティー闘犬土佐山  
田場所”が開かれた」という記事がある<sup>45)</sup>。

「遠く九州から遠征しものも含めて、百五十頭が出場。…早  
朝から近郊のファンざっと千人が詰めかけた。気の合う同士で  
チビリチビリやるグループ、家族連れで弁当を広げて観戦する  
ものなど、闘犬のメッカ・高知ならではのにぎわいだった。…  
収益金は全額、かがみの育成園、博愛園、白ゆり授産所へ贈ら  
れた」

とある。

しかし、このような肯定的な記事が多い中で 1977年には建築廃棄  
物の不法投棄のごみ山に土佐犬二匹の死体が捨てられ、悪臭を放っ  
ているため地域住民の怒りの声を取り上げられている<sup>46)</sup>。また、1979  
年には用水路に土佐犬の死体が放置されていると報道されている<sup>47)</sup>。  
この時期から徐々にではあるが、否定的な記事が見られていく。

1980, 1990年代もこれまで同様に闘犬大会の記事や闘犬の民芸品の  
記事が多く掲載されている。1982年の成年に12年前のように観光客  
を誘致しようと県観光課が観光ポスターを作った記事<sup>48)</sup>や、土佐闘犬  
がハワイのカメハメハ・デーのパレードに参加する記事<sup>49)</sup>、ハワイ知  
事への表敬訪問の際に土佐闘犬の一刀彫を贈った記事<sup>50)</sup>、土佐闘犬が  
県天然記念物に指定された記事<sup>51)</sup>等、その人気や観光資源としての価  
値は依然と強いものであることが読み取れる。

その一方で、1990年には高知市の県立高校のグラウンドで闘犬大会  
が開かれたが、地元町内会がグラウンドを貸した高校に抗議する事態  
が起きた<sup>52)</sup>。このことは「住宅密集地で闘犬大会 鳴き声で大迷惑 高  
知市の共用運動場 住民 貸した高校に抗議」との見出しで掲載され、

「住民らは『今後も闘犬にグラウンドを貸すのか』と不安があり町内会としても放置できない」として町内会会長が高校に抗議した。校長は「闘犬大会の周辺への騒音など予測しておらず許可について慎重さに欠けた点があった」と非を認めた。町内会側は「騒音という問題以前に、教育施設にふさわしい催しであるかといった点も考慮すべき。県当局も学校や出先に任せっ放しにせずきちんとやってもらいたい」としている。また、1991年には「土佐闘犬、園児襲う」の見出しで「土佐市内で通園中の園児が大型の土佐闘犬に突然襲われ、腹部をかまれて重傷を負った」と報道されている<sup>53)</sup>。園児は約一カ月の重傷だった。園児を襲った際に飼い主は「綱を引いて引き留めようとしたが、犬の力が強くて制止できなかつた」と書かれている。1993年には高知市に住む元教員の投書が掲載され、

「桂浜の闘犬は目をつむったままだった。二匹の犬の首から血が出ているのを見て県外の人は何と見たらろう。強いことは何でも良いと考える高知県民をうらやましく思っただらうか」といった内容で闘犬に対して疑問を投げかけている<sup>54)</sup>。

## b) 2000 年以降

その後 2000 年直後から否定的な記事は激増し、肯定的な記事の激減に伴いその数を上回っている。これらの多くが「別件闇融資事件」についての記事であり、これが高知新聞の報道の転機であろう。犬種としての土佐犬、文化としての闘犬についてではなく旧土佐闘犬センターについての記事であり、内容としてはセンターを批判している。2000 年の「県やみ融資 証人尋問の詳細 県議会百条委」の記事<sup>55)</sup>に始まり、その数は 118 件である。

高知県が単独の融資制度を創設して融資を実行し、総額 26 億円を超える巨額融資の焦げ付きが生じた融資事件が生じた。その制度を拡張し土佐闘犬センターへの闇融資を計画し、9 億 5000 万円を予算化した

事件が「別件闇融資問題」である<sup>56)</sup>。問題点は、県の闘犬センターに対する異常な肩入れや県政の無軌道ぶりであり、記事内容もそのような県の体質を指摘している<sup>57)</sup>。2003年の記事では

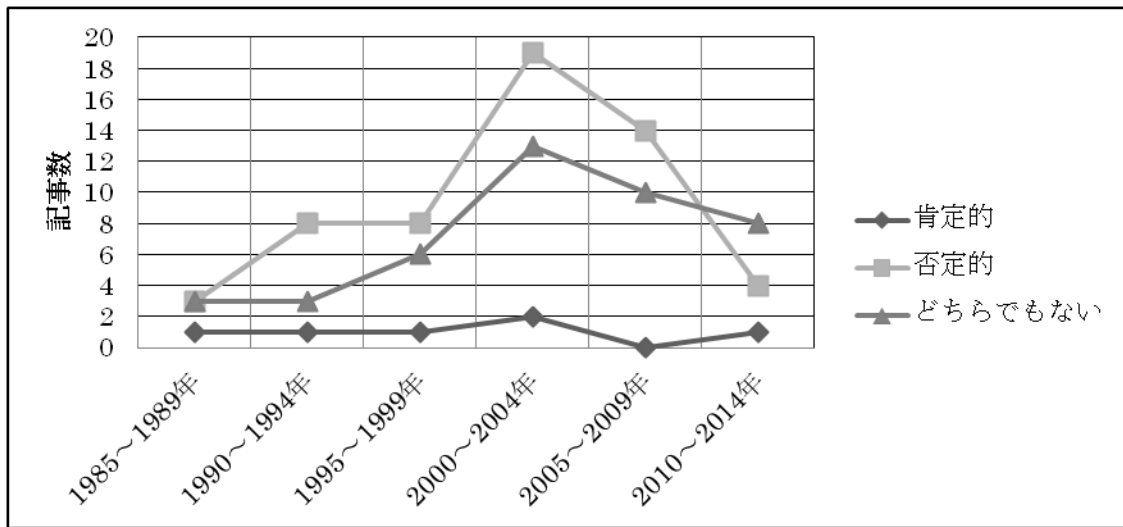
「強者にばかり目を向ける県の幹部たち。いかにも軽く扱われる億単位の公金。責任の所在が判然としない官僚機構―。闇融資事件は、連綿と続く県のそんな体質を浮き彫りにしている。」

となっており、県行政と土佐闘犬センターのつながりを批判している<sup>58)</sup>。また、元土佐闘犬センター代表であった故弘瀬勝氏が県政の「しがらみ」であったと報道された。そして、2003年11月の県知事選後の故弘瀬勝氏は新聞記事のインタビューで「わしを切るのが一番の手柄みたいに言うて、わやすな」と答えている<sup>59)</sup>。この事件の真相がどうであれ、高知県議会百条委員会の特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会が彼の証人喚問に呼んだこと<sup>60)</sup>やそれを欠席したことにより地方自治法違反容疑で県警に告発されたこと<sup>61)</sup>を考えると闇融資事件の批判の対象になっていたことがうかがえる。そのほか市有地また貸し問題<sup>62)</sup>のような土佐闘犬センターと行政の問題を取り上げた記事を含めた2000年以降の記事の数は146件であり、2000年以降の記事総数が252件のうち半数以上を否定的な記事が占める。これらは闘犬や土佐犬を直接的に批判する記事ではないが、この連日の報道によって、土佐闘犬センターに対する否定的な評価が犬種としての土佐犬への評価に影響したと考えられる<sup>63)</sup>。

### 3) 朝日新聞全国版の分析結果

朝日新聞の記事の推移がグラフ2である。高知観光の紹介で土佐闘犬センターの多少の紹介やスウェーデンの写真家が土佐闘犬の写真集を出版した1997年の記事<sup>64)</sup>等が肯定的にとらえているが、否定的な記事がほとんどである。





グラフ2 朝日新聞全国版 記事数の推移

否定的なものは咬傷事件が 20 件であり、その他は土佐犬の飼い主の起こした事件の記事や海外での闘犬の禁止や規制の記事、別件闇融資事件の記事である。咬傷事件は大阪府、沖縄県、愛知県、千葉県、大分県、兵庫県、福岡県で報道されている<sup>65)</sup>。被害者は主に幼児であり、重傷や死亡の場合が多く、「土佐犬は、闘犬に育てられるほど凶暴性を持った犬」<sup>66)</sup>として書かれている。土佐犬は一度噛みつくと離さない性質である。「かみつくなどして近寄れなかったため、警察官が射殺した」(朝日新聞 1996 年 9 月 25 日) というほどに一度事故を起こすとその対応も困難であり、必然的に被害の程度も大きくなるのであろう。実際に事故を起こす犬は他の闘犬用犬種であることもあるが、同じく闘犬に用いられる土佐犬の印象にも影響があると考えられる。

#### 4) 分析結果からの考察

以上の分析結果から以下のことが指摘できよう。第一に、高知新聞の内容の変化である。高知県内でかつては文化として広く闘犬が親しまれていた。しかし、90 年代頃から徐々に危険犬や騒音問題、教育的に不適當である等の否定的な評価がされるようになり、更に 2000 年頃から旧土佐闘犬センターにまつわる政治や行政の問題から否定的な

記事を受けて闘犬に対する見方が大きく変わったと考えられる。

第二に、朝日新聞全国版の記事内容の多くが否定的であることである。文化として評価する記事は少なく、咬傷事件の報道が多い。また、その被害は重傷や死亡するケースが多い。したがって、土佐犬が危険犬であるとの意識が県外で定着していることが考えられ、土佐犬への見方は否定的なものとなっているのであろう。

このような高知県内および県外の見方の変化や動物愛護の風潮のような社会的枠組み、文化的枠組みの変化がアーリのいう「観光のまなざし」の変化であろう。アーリ（2011）は人の目も社会・文化的な枠組みがあるのであり、人が世界を見るのは、観念、能力、願望、期待などの特定のフィルターを通してであり、社会的階層とか性差とか国民性とか年齢とか教養などでそれは定まってくるとしている。これは人々が観光を見る場合も同様であるとし、その「観光のまなざし」の変容や進展について考察している。そして、アーリは「これこそが観光のまなざしだというようなものがあるわけでない。社会によっても社会集団によっても、時代によっても異なる」（アーリ 2011:p. 4）としている。これを闘犬のケースに当てはめるとするならば、新聞記事の変化や動物愛護の風潮の高まりに伴い、社会の土佐犬及び闘犬に対する見方も変化したということであろう。そして、次章ではこの「まなざし」の変化が闘犬披露の中止に関わっていることを指摘する。

## V 闘犬と観光

### 1) 「とさいぬパーク」について

2014年4月から「土佐闘犬センター」は名称を「とさいぬパーク」に変更した。そして、この名称変更に際して、闘犬試合が一般客に公開されなくなった。この事実はテレビニュースや高知新聞、朝日新聞で報道された。これは名称変更の社会的注目度が高いということであろう。

この名称変更には大きく二つの理由がある<sup>67)</sup>。まず第1に、名称に「闘犬」という文字が使われているために観光地として選ばれにくいことがある。社長の弘瀬隆司氏が数年前に JTB 中国四国の社長との会話で、名称に“闘犬”という文字が使われているとイメージが悪く、団体ツアーの行程に組み込みづらいという話を聞いたそうだ。近年は個人旅行客が増えてはいるが、センターの客の全体の3割ほどが JTB からのツアー客であり、弘瀬氏もこの指摘を無視できなかったようである。修学旅行においても「闘犬」という文字が使われていると父兄への印象が悪いということもある<sup>68)</sup>。

二つ目の理由は、闘犬は犬同士を闘わせる野蛮で危険なものというイメージの悪さであり、今後予測される土佐闘犬センターへの批判を回避しようとしたからである。前章で述べたように、全国紙で土佐犬及び闘犬を肯定的に捉えた記事は少なく、咬傷事件が多く報道され、それに伴い闘犬に対する悪いイメージが広がっていると考えられる。特に、2014年の北海道で土佐犬とその飼い主が引き起こした老人女性殺害事件が広く報道され、公開終了に強く影響した。この事件の概要は北海道白老町の海岸で2月に飼い主が大型の土佐犬の綱を放した結果、散歩中の無職の女性を襲って転倒させ、海で水死させたというものである。変更後の名称が「とさいぬパーク」であるのは、ひらがなを用いることで柔らかい印象を与えたかったからである。

闘犬試合の一般公開中止も土佐犬に対する世間の厳しい目が理由である。現状では年3回の本場所と、団体旅行客20名以上が2週間前までの連絡をし、パーク側が犬の体調や飼い主の都合を考慮した上で可能であれば一般公開することになっている。

しかし、今後は一般公開を限定的ではあるが再開する方針である。連休や観光イベントといった多くの観光客が予想される際に、年齢を高校生以上と制限して公開を検討している。犬同士の闘いはある程度の残酷性を伴い、低年齢の子供にとってのトラウマになる恐れがあり、

観覧を自己決定できる年齢が大学生以上であろうという判断から高校生以上とすることを検討中である<sup>69)</sup>。

「とさいぬパーク」の今後の事業目標として犬種としての土佐犬の保存がある。そこで、愛玩犬や番犬としての価値を見出し、闘犬以外の価値を土佐犬に見出していくこと必要であると考えられている<sup>70)</sup>。

## 2) 観光化が闘犬に及ぼした影響

本節では、これまでの内容を踏まえた上で、観光化が闘犬に及ぼした影響を考察していく。まず3章において日本国内における闘犬の歴史を分析してきた。江戸時代から第2次世界大戦までは民衆に広く親しまれた習俗であり、高知・秋田を中心に東京や全国で行われていたことが分かった。しかし、当時は賭博問題や協会団体の不在、それによる闘技規定の未設定が問題としてあり、審判の判定に対する物言いから暴力沙汰、果てには殺人までもが起きていた。また、大正天皇が皇太子時代の高知での闘犬大会のご台覧の際の、民衆の真剣さ等から、人々の闘犬に対する熱狂ぶりが読み取れる。

このような戦前の状況とは対照的に、戦後の闘犬は高知県では観光資源の一つとして活躍した。一度は高知県内から姿を消した土佐犬が復活することができたのは、全国の土佐犬愛好家の存在と高知県が土佐犬発祥地であるという事実のおかげであろう。

県外では観光資源として用いられなかった理由は、おそらく土地に根付いた文化としての闘犬ではなかったからではないだろうか。つまり、一部の人々の娯楽として根付いたものであり、高知のように江戸時代から広く町民・農民が飼育し、大正天皇の台覧の際に披露できるような名物とは認識されなかったのであろう。このように、戦後の闘犬は県外のものは一部の愛好家の趣味として、県内の闘犬は愛好家の趣味としてより観光資源として世間に認識されるようになったと考えられる。

では、2014年の名称変更にみられるように現在は厳しい世間の批判の目にさらされているのはなぜだろうか。アーリ（2011）の研究によると「観光のまなざし」とは、その時代の社会的・文化的枠組みが人々の認識に影響するという考え方である。次に、観光を「（観光者にとっての）異郷において、よく知られているものを、ほんの少し、一時的な楽しみとして、売買すること」であり、「一時的な楽しみを本来の文脈から切り離され、集められて、新たな『観光文化』を形成するもの」と橋本（1999: pp. 12-13）は定義している。

これらの「観光のまなざし」と観光の定義を闘犬に当てはめ、今回の名称変更について考察してみる。観光化により闘犬が県外に広く認識され、世間の目にさらされた。その結果が土佐犬の観光資源としての活躍であろう。具体的には、IV章で紹介した高知県主催の観光イベントへの参加、高知名物として客引きに大いに用いられたこと等である。しかし、時代が経つにつれて動物愛護の機運の高まりや土佐犬による幼児や高齢者への咬傷事件から世間の見方、社会の見方が変化した。また、橋本(1999)の定義より県外の人々は観光者としては高知県の名物である土佐犬を一時的に楽しむのであり、その裏にある歴史や文化性といった地域の文脈に関しては関心が薄く、見世物としての闘犬を知るだけである。したがって、土佐犬が事件を起こし、危険犬として報道される度に、土佐犬の歴史性や文化性を無視して、土佐犬は危険犬であるというイメージが強くなったのではないだろうか。そこに闘犬は動物愛護に反するという風潮が重なることで、より一層批判の対象となったと考えられる。つまり、県外の観光者の「まなざし」が変化し、闘犬及び土佐犬が非難の対象になってしまった。事件を起こした土佐犬は一部の飼い主の管理能力や意識の欠如が原因ではあるが、それが全体の犬種としてのイメージや土佐犬への「まなざし」に影響を及ぼしてしまったのだろう。

更に別件闘融資事件から「土佐闘犬センター」への否定的な記事が

多く報道され、「闘犬」というキーワードがネガティブに捉えられるようになり、県内の人々の「闘犬」に対する見方も少なからず厳しくなったことも理由の一つとして考えられる。以上から、県内及び県外において、犬種・文化としての闘犬及び土佐犬に対するイメージと観光施設である「土佐闘犬センター(当時)」のイメージが相互に結びつき、影響し合った結果が「まなざし」の変化である。その「まなざし」の変化が今回の名称変更にならざる影響していると考えられるのである。

## VI 結論

本稿では、まず現在の土佐犬や闘犬とその歴史について記述し、過去と現在の闘犬を比較した。次に、新聞記事を分析し、人々の土佐犬及び闘犬に対する見方の変化を指摘した。そして、アーリ（2011）の「観光のまなざし」の概念や橋本（1999）の観光の定義を用いて、観光化が文化としての土佐闘犬に及ぼした影響を分析した。その結果、土佐犬の咬傷事件や「別件闇融資問題」、動物愛護の風潮の高まりを受けて闘犬に対する社会の見方、「まなざし」が変容した。そして、その変容が観光の土佐犬の在り方に強い影響を及ぼしてきたと考えられる。つまり、観光化により闘犬が一般大衆に認知されたが、社会の動物に対する認識の変化により皮肉にも闘犬が非難の対象になってしまったのである。

闘犬と同様の例として、スペインの闘牛が伝統であるのに批判的な評価がされている。その評価のために、スペイン自治州カナリア諸島で1991年闘牛が禁止され、2010年にカタルニャ州での闘牛禁止法案の可決、バルセロナ市議会の闘牛を禁止する宣言の採択されている。これらは伝統性・儀式性が無視され、牛を殺害する行為の形式面に着目し、その残虐性・暴力性に焦点が当てられるからであろう。実際にスペインの国営テレビは2011年1月に「子どもを暴力番組から守る

ために闘牛の放映を中止する」と発表した(黒岩 2011)。

ここに闘犬と同じプロセスが読み取れる。この闘犬と闘牛の例から、習俗・文化を見世物とすることの困難さがうかがえよう。つまり、習俗が全国的に広く認識されるということは、観光化に結びつく一方で、批判の対象にもなりうる。人々のまなざしによっては観光化が成功し、名物や観光資源として認識される場合もあろう。しかし、批判の対象となった場合は本来の習俗・文化の衰退に繋がることもある。このことは観光化の両義性と考えられる。そして、習俗や文化が批判を避けて観光化を成功させるためには、その時代の風潮や社会的・文化的枠組みに合わせ、人々の求めるものにある程度変容させる必要があると考える。実際に、「とさいぬパーク」は闘犬である土佐犬の闘いの一般公開を休止し、横綱犬の写真撮影や仔犬とのふれあいが主な楽しみとなっている。

## 謝辞

論文作成にあたり、高知での聞き取り調査のご協力いただいた弘瀬隆司氏、西田一弘氏、佐々木英光氏、とさいぬパーク職員の皆様には、お忙しい所、貴重なお話を聞かせていただきました。また、山崎孝史先生をはじめ、地理学教室の先生方、大学院生・学部生の皆様には大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。

## 註

- 1) 動物愛護管理のあり方検討報告書(2011年12月)による。
- 2) 闘牛はマタドールが牛に刀を突き立て殺し、残酷性が際立つ。マドリド州など保守的な三つの州政府が、闘牛を文化遺産として法的に保護する方針を明らかにした。闘牛の起源は古く、行事次第は非常に儀式的であり、それは人間と社会の生存の根源につながるような儀式性である(河野 2012)。一方で、スペイン自治州カナリア

諸島で 1991 年闘牛が禁止され，2010 年にカタールニャ州での闘牛禁止法案の可決，バルセロナ市議会の闘牛を禁止する宣言の採択，同年スペインでは国営テレビの生中継の中止，など闘牛に対する批判が強まっている。

- 3) 一般社団法人ジャパンケネルクラブ「世界の犬」による（一般社団法人ジャパンケネルクラブウェブサイト <http://www.jkc.or.jp/modules/worlddogs/entry.php?entryID=50> 最終閲覧日平成 27 年 1 月 10 日）。
- 4) 1994 年 5 月 26 日に県天然記念物に指定された。土佐闘犬は高知県の観光シンボルであり，幕末から明治維新にかけて日本犬の土佐犬と外国種を交配させてつくられたが，種犬の県外流出や無計画な交配などで優良種の減少が懸念されており，天然記念物の指定により州の保存に努めるとというのが指定理由となっている。ところが，このような指定理由にも関わらず県行政は種の保存のための取り組みはしていない。
- 5) 当時闘犬に用いられた犬は現在の土佐犬とは違い，現在の土佐犬ではなく“イノシシザキ”という猪狩に用いる，立ち尾立ち耳の現在では天然記念物とされている狩猟犬であった。
- 6) 大野康雄新聞スクラップ文庫『土佐観光動物談』（1963）p. 33（高知新聞 1963 年 2 月 7 日）による。この資料は，大野康雄という人物が，新聞記事のスクラップをまとめて資料化したもので，『土佐観光動物談』のほか，『土佐物語』や『土佐人』といったテーマで，関連記事がまとめられている。ただし，各記事の出典情報の記載がないため，どの新聞のいつの記事かを特定するのは難しいものもある。なお，『土佐観光動物談』は，高知新聞に連載された記事をまとめたものであることを，筆者自身が確認した。本論文では，このスクラップ文庫の記事を何度か参照するが，以下，出典が特定できたものに限り，原点資料も併記する。



- 7) 佐々木氏，西田氏への聴き取り調査による。
- 8) 新土佐犬写真大観による。
- 9) 苦痛をあらわす「ウー」という声で，相手犬に攻撃される時に発する。実力の相違，逃走力の尽きた場合，または中休み（タチ），寝込みなどより闘争を開始する一瞬，劣勢の方が発するが多い（須藤 1972）。
- 10) 向イゼリは嫌悪と怒りを表すウナリ声で，飛込み（闘技開始の時）または闘技中に噛み換える時か，立上り（双方もみ合うなど）に発する声である（須藤 1972）。
- 11) ホエ声は恐怖心から発するか，または威嚇を意味するワンという声で，実力又は貫録が相違するか，または闘争力がつきた場合に吠えるものである（須藤 1972）。
- 12) ナキ声は相手犬に噛まれた時に発する高調のキャンという泣声である（須藤 1972）。
- 13) 西田氏，佐々木氏への聴き取り調査による。
- 14) 番付はそれぞれの組織或いは連盟ごとで設定され，各番付に認定の目安がある（須藤 1972）。
- 15) 西田氏，佐々木氏への聴き取り調査による。
- 16) 土佐犬はその闘争心の強さから相手犬か自身が力尽きるまで闘うことをやめない。したがって，犬が死亡しないようにという配慮から試合時間が最大 30 分と決められている。この場合は両者引き分けと判断される。
- 17) 花嫁化鳥による。
- 18) 新土佐犬写真大観『土佐闘犬の起源と沿革』による。
- 19) 犬の飼ひ方：愛犬讀本による。
- 20) 花嫁化鳥による。
- 21) 但しこれは一説であり，廃藩と同時に禁止令が解除されたという説もある。その解除の後に再び禁止令が設けられている。

- 22)大野康雄新聞スクラップ文庫『土佐物語』による。
- 23)課税当初の1897（明治30）年には1頭1円であったが、同年に4円に引き上げられ、翌年に6円に引き上げられた。大正天皇のご台覧の1907（明治40）年に5円に引き下げられ、暫くして免税された。1922（大正11年）には民衆の闘犬熱を鎮めるために税を再度設け、10円に引き上げられた。
- 24)大野康雄新聞スクラップ文庫『土佐人』による。
- 25)大野康雄新聞スクラップ文庫『土佐物語』による。
- 26)新土佐犬写真大観『土佐闘犬の起源と沿革』による。
- 27)弘瀬氏への聴き取り調査による。
- 28)新土佐犬写真大観『土佐闘犬の起源と沿革』による。
- 29)大野康雄新聞スクラップ文庫『土佐物語』による。
- 30)新土佐犬写真大観『土佐闘犬の起源と沿革』による。
- 31)新土佐犬写真大観『土佐闘犬の起源と沿革』による。
- 32)大野康雄新聞スクラップ文庫『土佐物語』による。
- 33)高知新聞（1968年2月1日）による。
- 34)大野康雄新聞スクラップ文庫『土佐物語』による。
- 35)新土佐犬写真大観『南国土佐に土佐犬を想う』による。
- 36)高知新聞（1951年9月8日夕刊 p. 2）による。
- 37)高知新聞（1951年11月4日朝刊 p. 3）による。
- 38)高知新聞（1956年1月12日朝刊 p. 3）による。
- 39)高知新聞（1964年2月2日朝刊 p. 9）による。
- 40)高知新聞（1965年7月22日朝刊 p. 8）による。
- 41)戦後の観光資源育成のために県から補助金が出ていたが、1952（昭和27）年にその補助が打ち切られた。
- 42)高知新聞（1969年12月25日夕刊 p. 6）による。
- 43)高知新聞（1970年1月8日朝刊 p. 10）による。
- 44)高知新聞（1970年1月24日夕刊 p. 5）による。

- 45)高知新聞（1973年3月12日朝刊 p. 9）による。
- 46)高知新聞（1977年3月22日夕刊 p. 6）による。
- 47)高知新聞（1979年6月27日朝刊 p. 15）による。
- 48)高知新聞（1981年12月16日夕刊 p. 6）による。
- 49)高知新聞（1983年6月7日朝刊 p. 18）による。
- 50)高知新聞（1990年9月18日朝刊 p. 2）による。
- 51)高知新聞（1994年3月25日朝刊 p. 28）による。
- 52)高知新聞（1990年3月17日朝刊 p. 23）による。
- 53)高知新聞（1991年3月6日朝刊 p. 27）による。
- 54)高知新聞（1993年4月15日朝刊 p. 22）による。
- 55)高知新聞（2000年10月18日朝刊 p. 4）による。
- 56)特定の協業組合に対する闇融資問題等調査特別委員会報告書（2001年5月30日）による。
- 57)高知新聞（2002年6月8日朝刊 p. 33）による。
- 58)高知新聞（2003年3月27日朝刊 p. 30）による。
- 59)高知新聞（2003年12月26日夕刊 p. 8）による。
- 60)高知新聞（2001年4月24日朝刊 p. 2）による。
- 61)高知新聞（2001年5月16日朝刊 p. 1）による。
- 62)「とさいぬパーク」は高知市所有の桂浜公園内にある。土佐闘犬センターに市有地の転貸の可能性があるにもかかわらず、高知市が市有地の貸し出しを続けているのは、市都市公園条例などに違反しているとして2005年に問題になった（高知新聞2005年3月11日）。
- 63)弘瀬氏への聞き取りによる
- 64)朝日新聞（1997年5月26日朝刊 p. 15）による。
- 65)今回の分析では朝日新聞の全国版を対象としたが、地方版ではより多くの咬傷事件が報道されており、群馬県、東京都、栃木県、山口県、徳島県、佐賀県、熊本県、宮崎県、山梨県での咬傷事件が報道されている。

- 66)朝日新聞（1995年8月23日夕刊 p. 15）による。
- 67)弘瀬氏への聞き取り調査による。
- 68)弘瀬氏への聞き取り調査による。
- 69)弘瀬氏への聞き取り調査による。
- 70)忠犬ハチ公のエピソードで有名な秋田犬はかつて闘犬であった歴史を持つが、現在は闘犬としてではなく愛玩犬として有名であり、ドッグショーに出場している。この秋田犬を歩んだ道が土佐犬の今後の参考になるのではないかと弘瀬氏は述べる。

## 参考文献

- 秋道智彌（2011）：「力を競う：闘鶏」，ビオストーリー - 生き物文化誌 16, 7-1.
- 有馬明恵（2007）：『内容分析の方法』，ナカニシヤ出版.
- 石川菜央（2010）：「闘牛大会の新規イベントとしての可能性：福岡県筑後市における「闘牛フェスティバル」を事例に」，地理科学 65-3,154-160.
- 石川菜央（2011）：「徳之島の闘牛における観客の動向と今後の可能性」，広島大学総合博物館研究報告 3, 89-96.
- 石川菜央（2008）：「徳之島における闘牛の存続と意義」，地理学評論 81-8, 638-659.
- 石川菜央（2004）：「宇和島地方における闘牛の存続要因—伝統行事の担い手に注目して—」，地理学評論 77-14, 957-976.
- 石川菜央（2005）：「隠岐における闘牛の担い手と社会関係」，人文地理 57-4, 374-395.
- 小川了（1975）：「フランス北部における闘鶏士社会」，季刊人類学 6-3, 32-72.
- 大野康雄（1959）：「土佐の素顔(性格編)」，大野康雄新聞スクラップ文庫.

- 大野康雄（1961）：「土佐人1」，大野康雄新聞スクラップ文庫。
- 大野康雄（1963）：「土佐観光動物談」，大野康雄新聞スクラップ文庫。
- 大野康雄（1964）：「土佐人2」，大野康雄新聞スクラップ文庫。
- 大野康雄（1968）：「史談」，大野康雄新聞スクラップ文庫。
- 大野康雄（1973）：「土佐物語」，大野康雄新聞スクラップ文庫。
- 大野康雄（出版年不明）：「ふるさとの誕生」，大野康雄新聞スクラップ文庫。
- Cazalis Carlos（2010）：「Picture Power 情熱の国を二分する闘牛論争」，ニューズウィーク 25(15)，80-83.
- クリフォード・ギアーツ著／吉田禎吾，中牧 弘允，柳川 啓一，板橋作美訳（1987）：『文化の解釈学(2)』，岩波新書. *The Interpretation of Cultures: Selected Essays*, (Basic Books, 1973).
- グレゴリー・ベイトソン，マーガレット・ミード／外山昇訳（2001）：『バリ島人の性格—写真による分析』，国文社. (Gregory Bateson, Margaret Mead (1942) : *Balinese Character: A Photographic Analysis*. The New York Academy of Science.
- 黒岩徹（2011）：「歴史を鏡にして ヨーロッパの風 動物愛護派強し--スペインで闘牛の放映中止」，エコノミスト 89(8)，51.
- 桑原季雄，尾崎孝宏，西村明（2007）：「東アジアにおける闘牛と「周辺一周辺」ネットワークの形成」，南太平洋研究 27-2，53-72.
- ジョン・アーリ，ヨナス・ラースン／加太宏邦訳（2014）：『観光のまなざし〔増補改訂版〕』，法政大学出版局 (Jhon Urry, Jonas Larsen (2011): *THE TOURIST GAZE 3.0*) .
- 須藤源吉（1972）：闘技の見方と規定. 全国土佐犬普及会編：『新土佐犬写真大観』全国土佐犬普及会，24-29.
- 曾我亨（1991）：「徳之島における闘牛の飼育と,その分類・名称・売買の分析--人々はいかに闘牛を楽しんでいるか」，日本民俗学 188，1-48.
- 高宮太平（1950）：『犬の飼ひ方：愛犬讀本』酣燈社，1950.

- 竹下俊郎（1994）：「内容分析のツールとしての新聞記事データベース--  
利用に際しての注意点」，新聞研究 516，60-63.
- 寺山修司（1990）：『花嫁化鳥 日本呪術紀行』，中央公論社.
- 中島凱風（1972）：南国土佐に土佐犬を想う．全国土佐犬普及会編：『新  
土佐犬写真大観』全国土佐犬普及会，76-82.
- 中島雄志（1972）：土佐闘犬の起源と沿革．全国土佐犬普及会編：『新  
土佐犬写真大観』全国土佐犬普及会，1-11.
- 橋本和也（1999）：『観光人類学の戦略：文化の売り方・売られ方』，  
世界思想社.
- ブラウンカール／河野眞訳（2012）「悪趣味？それとも儀式—スペイ  
ンの闘牛への民俗学からのコメント—」，文明 21 29，163-181.

(25,970 字)